

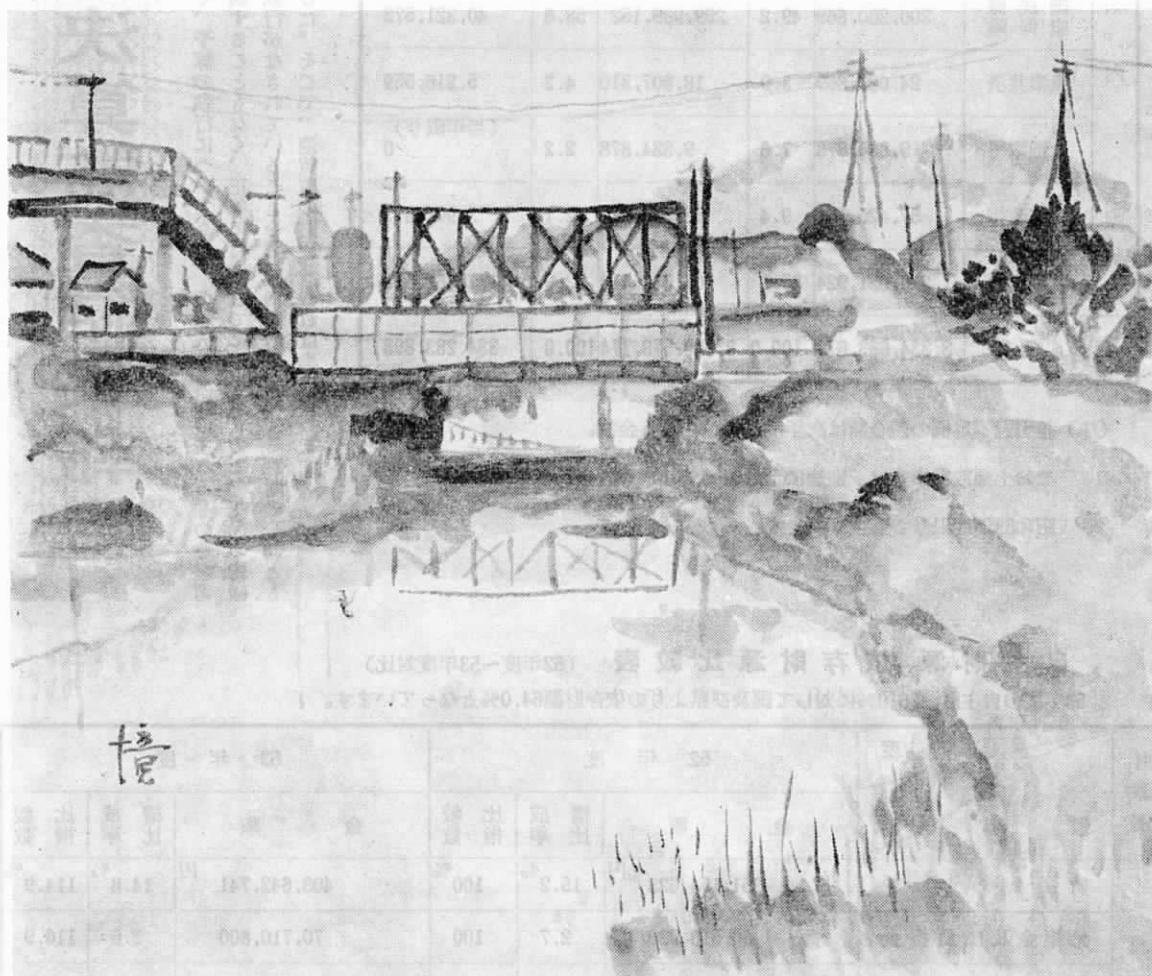
2月10日発行 第236号

# 不 広報 遠 賀

発行所 遠賀町役場

編集 庶務課庶務係

印刷 冷牟田印刷合資会社



遠賀町の風景(その1)西川

8年前までは、この西川踏切が、遠賀・宮田間を結ぶ唯一のバス路線であった。

## \* 今月の税金 \*

固定資産税 (第4期) 2月25日まで

税金は町づくりの源 伸びゆく遠賀町

昭和53年度 歳入、歳出決算総括表

昭和53年度決算監査結果報告

区 分 会 計 別	歳 入		歳 出		差引過不足	
	収入済額	構成比率	支出済額	構成比率		
一般会計	2,724,548,526	81.7	2,556,633,648	85.2	167,481,878	
特別会計	610,548,146	18.3	443,746,126	14.8	166,802,020	
内 訳	国民健康保険	300,260,869	49.2	259,939,152	58.6	40,321,572
	農業共済	24,023,869	3.9	18,807,310	4.2	5,216,559
	土地取得	9,884,878	1.6	9,884,878	2.2	(当年限り) 0
	住宅改修	57,426,751	9.4	53,525,374	12.1	3,901,377
	霊園事業	218,951,924	35.9	101,589,412	22.9	117,362,512
合 計	3,334,663,672	100.0	3,000,579,774	100.0	334,283,898	

昭和53年度の決算監査を、昨年11月末に一般会計及び特別会計全般について審査のすべてを完了しました。各会計共に計数の誤算はなかつた。また、予算の執行についても特

にもなく、予算の執行についても特  
に指摘することもなく、正確に行  
政の執行がなされていることを認  
めた。その上で、遠賀町の財政  
の収入、支出の主なるものを参考  
までに示しますので、住民の皆様  
の町行政に対する判断の一助とも  
なれば幸に存じます。

(注) 差引過不足欄の残金額は次年度へ繰越される金額。

なお土地取得事業は、別途に土地開発公社が設立されましたので  
昭和53年度限りで廃止されます。

自主財源、依存財源比較表 (52年度～53年度対比)

53年度の自主財源36.0%に対して国及び県よりの依存財源64.0%となっています。

財源別	年 度 区 分 穀 別	52 年 度			53 年 度		
		金 額	構 成 率	比 較 数	金 額	構 成 率	比 較 数
自 主 財 源	町 税	351,154,623	15.2%	100%	403,642,741	14.8%	114.9%
	分担金及び負担金	60,513,020	2.7	100	70,710,800	2.6	116.9
	使用料及び手数料	4,817,720	0.2	100	4,837,694	0.2	100.4
	財産収入	53,510,872	2.3	100	47,334,586	1.7	88.5
	繰入金	23,800,000	1.0	100	45,445,053	1.7	190.9
	繰越金	183,368,367	8.0	100	165,176,675	6.0	90.1
	諸収入	222,058,226	9.6	100	245,974,927	9.0	110.8
計		899,222,828	39.0	100	983,122,476	36.0	109.3

あなたの役場です。電話は 3-1234 です。

財源別	年度区分	52 年 度			53 年 度		
		金 額	構 成 率 比 較 数	比 較 数	金 額	構 成 率 比 較 数	比 較 数
依 存 財 源	自動車取得税交付金	17,120,000 円	0.8%	100%	19,151,000 円	0.7%	111.9%
	地方譲与税	16,892,000	0.7	100	17,506,000	0.6	103.6
	娯楽施設利用税交付金	23,778,500	1.0	100	22,955,900	0.8	96.5
	地方交付税	488,340,000	21.2	100	543,219,000	20.0	111.2
	交通安全対策 特別交付金	1,642,000	0.1	100	1,767,000	0.1	107.6
	国庫支出金	497,645,891	21.6	100	599,165,361	22.0	120.4
	県 支 出 金	70,540,068	3.1	100	129,578,831	4.8	183.7
	寄 付 金	61,149,000	2.7	100	66,949,958	2.5	109.5
	町 債	226,700,000	9.8	100	340,700,000	12.5	150.3
計	1,403,807,459	61.0	100	1,740,993,050	64.0	124.0	
合 計	2,303,030,287	100	100	2,724,115,526	100	118.3	

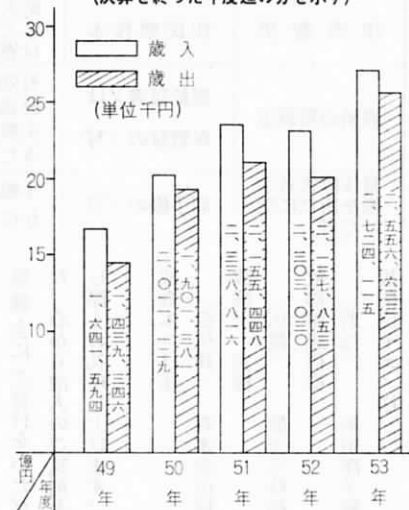
監査委員から見た一般会計の支出の内投資的経費及び消費的経費並に義務的経費の内訳、投資的経費とは開発及び発展的支出された金額を示す。消費的経費とは人件費、需要費等で行政を行うための止むを得ぬ経費を示す。義務的経費とは行政上義務づけられた経費を示す。

53年度に於ては投資的経費と消費的経費が均衡しているが、出来れば町の将来のためには投資的経費の多いことを願うものである。

分類	項 別 種 目	金 額	構成比率
投資的経費	普通工事費	720,581,224 円	28.18%
	維持費	129,393,029	5.06
	災害復旧費	9,197,123	0.36
	失対事業費	106,701,024	4.17
	公有財産購入費	91,037,962	3.56
	小 計	1,056,910,362	41.33
消費的経費	人 件 費	396,315,787	15.50
	物 件 費	365,099,597	14.28
	補 助 費	241,156,851	9.43
	扶 助 費	74,559,954	2.92
	原 材 料 費	5,380,719	0.21
	小 計	1,082,512,908	42.34
義務的経費	公 債 費	265,607,441	10.40
	積 立 金	123,753,112	4.84
	貸 付 金	10,000,000	0.39
	繰 出 金	17,839,825	0.70
	投資及び出資金	10,000	—
	小 計	417,210,378	16.33
總 会 計	2,556,633,648	100.0	

## 最近 5 年間の財政規模の推移

(決算を終った年度迄の分を示す)



## 53年度の町税収入状況

区分	調 定 額	取 入 済 額	取 入 未 済 額	徴 収 率
年度	円	円	円	%
現年度	404,395,407	401,707,312	2,688,095	99.3
滞 納 繰 越 分	3,304,721	1,935,429	1,330,959	58.6
計	407,700,128	403,642,741	4,019,054	99.0

町税の徴収率は県下でも優秀の部ですが私達の大切な行政を実行してもらうためには完全納税を希望します。滞納には色々事情はあると思いますが理解と努力ををお願い致します。

## 国民年金のくり上げ請求について

国民年金の老齢年金は65才から支給がはじまります。しかし、すこしでも早くから年金をもらいたいという人のために、本人の希望によって60才から64才までの間、いつからでも支給されるみちが開かれています。

これを老齢年金の繰り上げ請求といいますが、この繰り上げ請求をした場合、その年金額は65才からもらえる年金額から一定の割合で減額されます。

### 一生涯かわらぬ 減額率

請求する年齢	減額率	もらえる額 も年
60才	0.42	273,000円
61才	0.35	306,000円
62才	0.28	338,900円
63才	0.20	376,600円
64才	0.11	418,900円
65才	0	470,700円

(25年間保険料を納めた人が、くり上げ請求した場合の年金額表)  
たとえば25年間保険料をかけた人が繰り上げ請求した場合、うけられる年金額は左の表のとおりです。

この減額率は一生涯変わりません。法改正や物価スライドで年金額が引き上げられても、同じ割合で減額されることとなります。

また、いったん繰り上げ請求をしますと途中でこれを取り消すことはできませんので、繰り上げ請求をするときはくれぐれも注意する必要があります。

繰り上げ請求は果して得か？  
繰り上げ請求をするかしないかはあなたのご自由ですが、日本人の平均寿命がどんどん伸びており、老齢年金が老後の生活の大きな支えとなることを考えると、必ずしも繰り上げ請求が有利とはいえません。

今すぐ年金が必要という人にとっては、この減額年金も役に立つかも知れませんが、「となりのおじいさん・おばあさんがもらっているから私もらう」という前に年齢による減額率と銀行預金にした場合の利息等との比較をされたうえで繰り上げ請求をされてもおそくはありません。

一般的には、より豊かな老後の保障として65才から満額の年金をうけた方がよいといえます。

## 福祉係

### 戦傷病者乗車券引換証の交付

昭和55年2月12日

一、引換証交付請求書受付開始日

一、提出書類 引換証交付請求書

※注意事項

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けた後、乗車券引換証の請求までの間、次の事項に該当する方は、請求書のほかに、戦傷病者手帳

及び変更届を提出するとともに、上段の該当書類を添付すること。

広域行政組合関連企業  
(株) 玄洋社(し原)  
社員募集

(ロ) 症状の程度が、第3項症並びに第4項症に該当する方は、甲種6シート、乙種12シートのみずれかを選択し交付を受けること。交付後はその年度内においては、交付替えはできないので留意すること。

▽職種及び待遇  
(1) 運転手 1名 月収17万程度  
(2) 作業員 2名 月収15万5千から16万  
(3) 女子事務員(要運転免許) 月収8万から9万  
▽業務内容その他  
面接の際、詳細について説明します。

(イ) 旅行期日等により急ぎ交付を受けたい方にあつては、旅行申立書を添付のうえ、一般の分と区別して請求すること。

▽申込み方法  
2月末日までに履歴書1通送付  
▽申込み先  
八幡西区友田1丁目1-11/35  
(株) 玄洋社 麻生品 茂 宛  
電話093(691)2962

### 香典返しのお礼

次の方々から、遠賀町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りし厚くお礼申し上げます。

農業委員選挙人名簿の縦覧  
遠賀町選挙管理委員会は、農業委員会委員選挙人名簿を2月23日から15日間(3月8日迄)遠賀町役場庶務課において午前8時30分から午後5時まで縦覧に供します。

変更事項	添付書類	備考
氏名変更	戸籍抄本	
住所変更	住民票抄本	町名変更の場合は、住民票抄本は省略してよい
恩給の新裁定	恩給証書又は保管証の(写)	有効期限(支給の終期)が経過したままの場合乗車券と引換証の交付請求に支障をきたすので特に注意のこと
身体障害者手帳を新たに受けた者	同手帳の(写)	手帳番号、種別等級が明らかにされたもの

故森本コヲ様  
(虫生津) 森本幸由様  
故徳王 実様  
(広渡) 徳王玉枝様  
故留留忠信様  
(若松) 留留洋子様  
故柴田ヤエノ様  
(今古賀) 柴田征一郎様

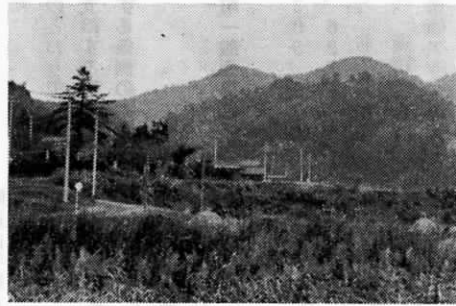


# 遠賀町文学散歩

(26)

## みこのお峠

遠賀町の西南の端を三郡尾峠（ミコノオ）という。そこに行くのは虫生津の白水川を廻行し、大谷地区をすぎ溪谷を登る。谷のゆきつめから鋭くぐり三十分ほどで地蔵峠にたどりつく。はげしいブツシユで傷ついた腕をみつめていた眼に、首の落ちた地蔵尊が据っている。そこから更に北にしばらく鋭くぐりの後、目さす三郡尾峠に着く。今にも降り出しそうな雨を気にしながら展望もないままに引返すことにする。



りも軍書にかなし吉野山」という句を思いだした。若草萌える「みこのお」を勝利に勇躍して越えて行った兵たちのことを同時に思ってしまった。九州戦国時代が過ぎてから、徳川時代、更には明治大正の時代までもこの峠道は、とき

はるかに北に戸切らしい地区、南に吉留地区が見える。この峠は昔、猿田峠の道が開かれる前までは、遠賀鞍手と宗像を結ぶ唯一の道であった。「里諺抄」の中に次のような章がある。

——天正六年春のこと、鷹取城から攻めて来た毛利鎮実の軍が、猫城に兵少しと仕かけたが、宗像氏貞の援軍が浅木方面からせめよ

り、鎮実勢はあやうく虎口をのがれて永満寺に引取った。宗像軍は勝軍して勇みはしりて三郡尾を越して赤間の庄に引入りけり——

こう読んで来てふと、「歌書よりも軍書にかなし吉野山」という句を思いだした。若草萌える「みこのお」を勝利に勇躍して越えて行った兵たちのことを同時に思ってしまった。九州戦国時代が過ぎてから、徳川時代、更には明治大正の時代までもこの峠道は、とき

どきに、さまざまなロマンスを秘めて過ぎて来たのである。宗像方面から田植えの加勢に通った娘さんたちもあつたろう。それを送ってこの峠まで行くのが習わしであったと聞く。

盆踊りの頃も同じ話がある。田植えのあと牛馬を、草の多い安倉に預けるためにも、人々はこの峠を越したと聞く。(片山花御史)

## 「同和对策審議会答申」と

### 「特別措置法」から学ぼう

「同和对策審議会答申」や「特別措置法」は読んだことがない。

と、答えられた人が大変多かったのです。これは、家庭や職場などで、この答申や措置法を手にする機会がなかったことが、おもな原因ではないかと思われま

もとにおいても、部落の完全解放は実現されませんでした。大正十一年、水人社創立以来の長い苦難の道を克服しながら、培われてきた同和问题解決への気運は、戦後、国民的な運動へと大きく発展し、昭和三十六年、ついに政府を動かすにいたりました。同

## 差別をなくそう

同和对策審議会が設けられたのは、内閣総理大臣の諮問機関としてです。そして、昭和四十年八月にこの審議会からの答申が出されました。

これがいわゆる同対審答申です

「同和对策審議会答申」について

この悲しみ、この苦しみ、この「差別と屈辱」のある限り、日本には、「民主主義」が確立されたとは言えないでしょう。

「同和对策審議会答申」と「特別措置法」は読んだことがない。

と、答えられた人が大変多かったのです。これは、家庭や職場などで、この答申や措置法を手にする機会がなかったことが、おもな原因ではないかと思われま

もとにおいても、部落の完全解放は実現されませんでした。大正十一年、水人社創立以来の長い苦難の道を克服しながら、培われてきた同和问题解決への気運は、戦後、国民的な運動へと大きく発展し、昭和三十六年、ついに政府を動かすにいたりました。同

は、すべての国民に保障されねばならないし、あわせに生きる権利」

かなりません。

こんなことが、ひとりひとりの基本的人権を大切にすることを大原則とする民主主義の国においてゆるされることではありません。

(以下次号)

### 昭和55年

#### 第1回臨時議会

昭和55年度遠賀町議会第1回臨時議会が、1月14日招集され会期5日間、開催されました。

本議会に提出された案件は、町長提出6件で、審議の結果、提出された議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

提出議案は、次のとおりです。  
昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例の制定について

昭和54年度遠賀町一般会計補正予算(第6号)

補正額112、305、000円  
総額2、480、627、000円とするもので、主たるものは、河川改修1件、道路改良3件、児童措置費の単価アップに伴う補正。

昭和54年度遠賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

補正額99、000円

昭和54年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算(第3号)

補正額66、000円

昭和54年度遠賀町学校給食事業

特別会計補正予算

補正額704、000円

昭和54年度遠賀町公園事業特別会計補正予算(第4号)

補正額33、000円

#### 「車輛全面通行止め」について

町道山手線水道配水管布設工事について大変ご迷惑をおかけしています。

このたび鹿児島本線ガード下で工事を施行いたします。工事期間中「車輛全面通行止め」になりますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

▽工事期間

昭和55年2月20日から昭和55年3月20日まで

▽通行止めの形態

車輛全面通行止め

中間水道局

工事箇所略図



### 教育委員会

#### 第8回

#### 遠賀町民走ろう大会

恒例の町民走ろう大会を次のとおり開催します。本年は特に30歳以上の老壮年の方、20歳以上の女子の方日頃の運動不足の解消と、健康・体力づくりにもぜひ多数参加して下さい。新しい試みとして老壮年の部と20歳以上女子の部については、宣言タイムランニング(走る前に自分の所要時間を宣言して走る)を実施します。

いつでも、どこでも、マイペースを合言葉に日常生活の中にも取り入れて下さい。



▽日時 3月9日(日)受付9時から

▽コース 遠賀中学校下〜高瀬道

▽集合場所 遠賀中学校体育館前

▽部門 ①小学生C(1・2年)男女  
②小学生B(3・4年)男女  
③小学生A(5・6年)男女  
④中学生(全学年)男女  
⑤中卒以上19歳まで男女  
⑥20歳以上 男子

宣言タイムランニング

⑦30歳以上 男子  
⑧20歳以上 女子

▽走距離 2km 小学生・女子全  
員、宣言タイムランニング全員

5km 中学生男子・中卒以上男子全員

▽申込方法 住所、氏名、年齢、性別、出場種目(小学生は学年)を記し

申込むこと。電話でも可

▽申込期限 3月1日(土)まで

※準備の都合がありますので申込期限後の受け付けはいたしませんので早めに申込んで下さい。当日の受け付けもいたしません。

※いつでも、どこでも、マイペースで走ろう・歩こう教室を開催しております。お気軽に参加してください。

第1回 2月11日(祭)

第2回 2月17日(日)

第3回 2月24日(日)

いずれも9時30分から遠賀中学校グラウンド又は体育館。

#### 婦人体操教室 会員募集

健康づくり・体力づくりに毎週婦人体操教室を開設いたしております。

ます。お気軽においでください。(受付は開催される日に会場に直接おいでください。)

▽期日 毎週水曜日1時30分

▽会場 遠賀町武道場(中央公民館うら)

▽会費 (月)500円

#### 公民館関係者及び社会教育関係団体 研修会

#### 研修会

社会構造の急激な変化は、公民館をめぐる社会的条件を著しく変質せしめており、ここに社会教育センターとしての、公民館の存在理由が問われているとき、公民館関係者及び社会教育関係団体を対象として「地域の公民館活動」について研究を深めるために研修会を開催いたします。関係者の多数ご参加をお願いします。

▽期日 2月24日(日)午後1時30分から

▽会場 遠賀町中央公民館大ホール

▽日程 ①モデル公民館事例発表(木守、旧停、上別府今古賀)

②講演 水摩安正先生

### 各町対抗駅伝大会成績

1月20日(日)に遠賀町で開催され、本町選手もよく健闘しましたが、おしくも準優勝におわりました。

- ① 芦屋町 B 1時間30分13秒
  - ② 遠賀町 A 1時間30分34秒
  - ③ 水巻町 1時間31分14秒
  - ④ 芦屋町 A 1時間33分36秒
  - ⑤ 岡垣町 1時間35分45秒
- オープン
- ① 芦屋町 C 1時間29分20秒
  - ② 遠賀町 C 1時間38分28秒

- 1区 重広秀一(遠賀A) 13分25秒(大会新)
- 2区 木村浩一(遠賀A) 15分20秒
- 3区 武内周二(水巻) 14分10秒
- 4区 笹川和也(芦屋B) 13分40秒(大会新)
- 5区 小山内幸一(遠賀A) 15分43秒
- 6区 吉田敏明(芦屋B) 13分33秒

### 陸上競技公認審判員の資格取得

町及び郡の陸上競技協会では、各種大会の審判員が不足して、大

会運営に支障を来たすことがあります。以前に陸上をされていた人又現在されている人、その他陸上競技の審判員を希望される方は資格を取得して、大会運営に協力をお願いします。



公認審判員資格取得希望者は、遠賀町教育委員会内遠賀町陸上競技協会事務局・井口までご連絡ください。講習会が3月に行なわれますので日程が決まり次第個人あて連絡します。

### 軟式野球審判員講習会

遠賀町軟式野球部会では審判員の技術の向上のため次により講習会を開催します。希望者は多数参加してください。



▽期日 2月24日(日) 9時から  
▽会場 講義・中央公民館  
実技・遠賀中学校  
▽持参するもの  
弁当、筆記用具、運動のできる服装、その他個人で必要なもの。

### 16ミリ映写機操作技術講習会

各地区公民館、子供会等社会教育関係団体が16ミリ映写フィルムを使用する場合は、県教育委員会の認可証が必要で、この講習会を受けることと県教育委員会の認可証が交付され、16ミリ映写機の取り扱いができて16ミリ映画の上映ができます。この機会に各地区公民館・子供会等の関係者の受講をおすすめします。

- ▽期日 第1日 3月1日(土) 13時30分~17時
- 第2日 3月2日(日)

- ▽場所 遠賀町中央公民館
- ▽対象 公民館・子供会等社会教育関係団体
- ▽携行品 印かん、筆記用具、昼食
- ▽その他

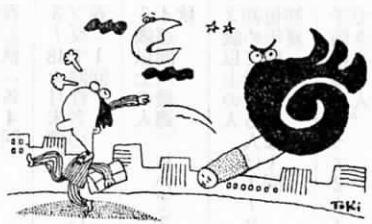
- ①全日程受講者で、テスト通過者には認可証を交付する。
- ②申し込み者が予定人員を超過した場合、選考する。
- ▽申込み 2月23日(土) 必着で氏名、性別、生年月日住所、所属団体名を社会教育課まで。



### 春の全国火災予防運動

「1年間で1800人に及ぶ尊い人命と1300億円の財貨が炎の中で失われた。」

昨春秋に発表された消防白書はこう伝えていきます。ところで、2・3月は空気がカラカラに乾燥して風も強く、いわば火災シーズンの、本番ともいえる危険吹鳴を行ないます。



な季節」です。2月29日から2週間「春の全国火災予防運動」が行われますが、お宅の火の元は大丈夫でしょうか。なお、遠賀町においては、2月29日(3月13日)、毎日午前7時と午後8時に各1分間、サイレンの

### 『消火器の押しつけ販売に注意を』

最近、悪徳消火器セールスマンが消防署から来ましたといつて、消火器の設置を要しないのにもかかわらず、法的に消火器を設けることが、義務づけられていると言つて、1本の消火器代2万6000円、コンピューター打ち込み費用7万6000円、といった被害が、郡内各地で起つています。各家庭での消火器の設置は、自主的に「自分の家は自分で守る」という防火思想から、消火器を任意に設けてもらつています。悪徳消火器セールスマンから被害にかけられないようにしましょう。

町名	種類	火災	救急
遠賀	水巻	11	283
岡垣	芦屋	9	537
合計		14	324
		7	520
		41	1463

(昭和54年度)

(郡消防署)

# 保健衛生係から

## 乳児相談



▽期日 2月 は休みです。

## 老人検診

▽期日 2月29日(金)

▽時間 10時～14時(12時から13時まで昼休み)

▽場所 老人憩の家(別府)

▽対象者 満65歳以上の全員

▽検診内容

- ・問診 ・血圧測定
- ・検尿 ・血色素検査

## 母子手帳交付日



▽期日 2月8日・2月22日

▽時間 10時までにお願い。

▽場所 役場保健室

▽持参品 印鑑

▽その他。母子手帳の使用法、乳幼児の予防接種、妊娠

## 麻疹(はしか) 予防接種

▽期日及び接種方法

。できるだけ次の期間内で受けて下さい。

1月下旬～3月上旬

。次の期間は望ましくありませんので受けないで下さい。

6月下旬～9月上旬

▽接種場所 青柳病院、占部医院 村田医院

▽対象者 生後12カ月～72カ月児(なるべく生後18カ月～36カ月の間で受けて下さい。)

。麻疹にかかったことのある人。

。麻疹の予防接種を受けたことのある人。

▽接種料金 1人4000円(内2000円を町が補助します。)

▽問診票の交付 接種希望者は接種前日から一週間前に印鑑を持参のうえ保健衛生係で問診票を受領下さい

▽病院に持参するもの 問診票・母子手帳 接種料2000円

▽その他。ワクチンの関係上希望

。麻疹にかかったことのある人。

。麻疹の予防接種を受けたことのある人。

▽接種料金 1人4000円(内2000円を町が補助します。)

▽問診票の交付 接種希望者は接種前日から一週間前に印鑑を持参のうえ保健衛生係で問診票を受領下さい

▽病院に持参するもの 問診票・母子手帳 接種料2000円

する期日にできないこともあります。

。生保並びに町県民税が均等割額以下の世帯の人は問診票を受領される際に申出て下さい。

無料券をさし上げます。

**予防接種メモ**

▽試験日 昭和55年3月25日

▽申込期限 昭和55年2月23日

▽資格 中卒以上で、3年以上フグ処理経験を有する者

▽その他詳細については遠賀保健所、電話093(201)4161におたずね下さい。

**フグ処理師試験**

予防接種名	受ける年齢	受け方
ポリオ生ワク(小児マヒ)	。3～18カ月児が最適 。6週間以上おいて2回 。春と秋(各1回)	。3～18カ月児が最適、1回 。18～36カ月児が最適、1回 。おおよそ1年中
麻疹(はしか)	。24～48カ月児 。二期(3回)を36カ月児までに受ける 。二期(1回)を一期終了後12～18カ月おいて受ける 。春と秋(各4回)	。24～48カ月児 。36カ月児までに受ける 。12～18カ月おいて受ける 。春と秋(各4回)
3種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風)	。3～48カ月未満児 。ツ反で陰性者のみBCGを受ける 。春(1回)	。3～48カ月未満児 。ツ反で陰性者のみBCGを受ける 。春(1回)
ツ反・BCG(結核)	。3歳以上の人 。4週間(最適)おいて2回	。3歳以上の人 。4週間(最適)おいて2回
インフルエンザ	。3歳以上の人 。初め受ける人は1～2週間おいて2回 。初夏	。3歳以上の人 。初め受ける人は1～2週間おいて2回 。初夏
日本脳炎	。3歳以上の人 。初め受ける人は1～2週間おいて2回 。初夏	。3歳以上の人 。初め受ける人は1～2週間おいて2回 。初夏
その他の注意	。予防接種によって2～4週間他の予防接種はできません。 。計画性をもってなるべく早い時期に受けましょう。 。接種申込みは前日まで。	。予防接種によって2～4週間他の予防接種はできません。 。計画性をもってなるべく早い時期に受けましょう。 。接種申込みは前日まで。



# 税 務 課

**所得税の住宅取得控除の源泉還付のための確定申告について**

サラリーマン等で、昭和54年中に自己の居住する住宅を新築したり、新築住宅を購入した場合で、その完工日又は、購入日から6カ月以内に居住用を使用した場合には、居住した年から3年間にわたって、各年分の所得税の額から、最高の人で6万円（床面積による控除3万円、民間金融機関の住宅ローン控除3万円）の住宅取得控除が受けられます。  
最初の年の手続は、確定申告をしなければなりません。  
還付の手続は税務署で、1月よ

り受付がなされております。本町では特に次の日程により、確定申告の受付をいたしますので、必要書類を添えて申告してください。  
▽日時 2月20日（水）～21日（木）  
9時～4時  
▽場所 遠賀町役場内2階 第2会議室

## 譲渡所得申告説明会

昭和54年中に土地や建物などを売られた人のために、次のとおり税金の計算についての説明会を開催しますので、是非おいでください。  
なお、当日は、申告書を提出していただきますので、次の書類等を持参してください。  
一、持参するもの  
1 売買契約書  
2 測量費又は仲介料などの領収書  
3 筆記用具及び印かん  
（注）一般の売買のほかに収用交換なども、譲渡所得の対象となる場合がありますので、該当の方は遠慮なく御相談ください。

# 納 税 相 談

昭和54年分所得税確定申告並びに、昭和55年度町民税の確定申告の相談受付を次の日程で行いますので、該当される方はもれなく申告をしてください。

## ※ 所得税確定申告

期 日	受付時間	該 当 者	受付場所
3月5日	8.30～17.00	該 当 者	遠賀町中央公民館 (二階ホール)
3月6日	8.30～17.00	所得税のかかりそうな人	

## ※ 町民税確定申告

期 日	受付時間	該 当 地 区	受付場所
3月7日	8.30～12.00	遠賀川、松ノ本	遠賀町中央公民館 (二階ホール)
3月10日	8.30～12.00	島津、鬼津	
		新町、道管	
3月11日	8.30～12.00	若松、尾崎	
		虫生津、東町	
3月12日	8.30～12.00	別府、千代丸、西町	
		広渡、旧停	
3月13日	8.30～12.00	上別府、浅木	
		老良、東和苑、若葉台	
3月13日	13.00～17.00	今古賀、木守	



所得税の確定申告の期限は3月15日ですが、あなたはもうお済みですか。期限周辺になると税務署は大変混雑しますので、お早目に申告をすませましょう。

期 日	受付時間	受 付 場 所
2月22日（金）	9.30～16.00	遠賀町役場2階（第2会議室）
3月6日（木）	9.30～16.00	遠賀町中央公民館2階（講義室）

## 小規模企業者の無料相談日程

▽日時 3月5日～6日 9時～4時  
▽場所 遠賀町商工会

## 2 月下期の遠賀町主要行事

日 曜	行事内容	時 間	実施会場	担当課(係)名	目的及び主な対象等	備 考
11 ┆ 25	固定資産税第 4 期納期限			税 務 課	固定資産保有者	
15 金	第 3 回乳幼児学級	9.30~ 12.00	町中央公民館	町教育委員会	「親子関係と知的発達」 福教大 海塚敏郎先生	
17 日	第 2 回走ろう歩こう教室	9.30~ 11.30	遠賀中学校	〃	健康体力づくりのため マイペースで走ろう、歩こう	
20 ┆ 21	所得 税 源 泉 還 付 確 定 申 告 受 付	9.00~ 16.00	町役場 第 2 会議室	税 務 課	町内居住者	詳細は 9 ページ
22 金	譲渡所得申告説明会	9.30~ 16.00	〃	〃	〃	詳細は 9 ページ
	第 4 回乳幼児学級	9.30~ 12.00	町中央公民館	町教育委員会	「遊びと家庭環境」 福教大 海塚敏郎先生	
	母子手帳交付	10.00~ 11.30	町役場 男子控室	住 民 課	妊 婦	詳細は 8 ページ
23 3 ┆ 月 8	農業委員会委員選挙人名簿の縦覧告示	8.30~ 17.00	町役場庶務課	町選挙管理委員会	10アール以上の農業耕作者及び同居の親族又は配偶者等	詳細は 4 ページ
24 日	第 3 回走ろう歩こう教室	9.30~ 11.30	遠賀中学校	町教育委員会	いつでも、どこでも マイペースで走ろう歩こう	
	軟式野球審判員講習会	9.30~ 16.00	町中央公民館 遠賀中学校	〃		詳細は 7 ページ
	公民館関係者及び社会教育関係団体研修会	13.30~ 16.00	町中央公民館	〃	「地域公民館活動について」 講師 水摩安正先生	詳細は 7 ページ
27 水	寿 大 学	9.30~ 15.00	〃	〃	午前の講義 東筑紫短大 玉井政雄先生	
29 金	第 5 回乳幼児学級	9.30~ 12.00	〃	〃	「生活のきまりと習慣の形成」 福教大 田中敏明先生	
	老 人 検 診	10.00~ 14.00	町老人憩の家	住 民 課	65歳以上の老人	詳細は 8 ページ
29 3 ┆ 月 13	昭和155年春季全国火災予防運動実施	7.00~ 20.00		庶 務 課	運動期間中役場サイレンの吹鳴午前午後 1 分間行う	詳細は 7 ページ

### 体力づくりの

### 必要性(中)

健康は他から与えられるものではなく、自らの責任において管理し、自ら獲得しなければなりません。いまこそ、この単純な真理を自覚することが必要であり、そのことが、どれだけ多くの損失を防ぐことになるのかを、自分と社会の幸福とのかかわりの中で、みんなが考えなければならぬ時期に直面しているのです。

### 体力づくりのすすめ

わたくしたち、ひとりひとりの健康増進・体力増強の「カギ」は「栄養・運動・休養」のバランスを保つことにあります。

今日のように、生活の多くの領域が電化、機械化されてくると、職場はもちろん、家庭生活においても便利さの反面、「栄養・運動・休養」の調和と統一を欠きやすくなります。なかでも運動不足は、筋肉運動ばかりでなく神経系統から内臓・循環器官にまでその影響をもちこみ、心身のバランスをくるわせることとなります。

我が国でも欧米諸国でも、今や、ストレスの蓄積や運動不足による文明病の急増が、克服すべき最大の課題になっています。

(以下次号)

記事の見落としがないよう、すみずみまで良く読みましょう。